写

（別添：２－１）
全国老施協発第 358 号
令和 8 年 5 月 26 日

養護老人ホーム所管
市区町村長様

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
会 長 大 山 知 子
（公 印 省 略）

養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額の改定について（要望）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

弊協議会は、全国の 10,000 を超える会員からなる日本で最大規模の老人福祉施設・事業所の団体です。その中の会員である養護老人ホームは、昨今の社会経済情勢や人材不足から非常に厳しい施設経営を強いられている一方、自宅での生活が困難な高齢者を自治体の措置によって受け入れ、地域の高齢者の生活を懸命に支えています。

このような中、介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業（令和７年度補正予算）と令和８年度介護報酬改定により、介護職員のさらなる処遇改善等が図られますが、養護老人ホームも業務内容が類似していることから、令和８年１月 13 日付厚生労働省老健局高齢者支援課長通知「老人保護措置費に係る支弁額等の改定及び養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営について」及び令和８年４月９日付厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡「老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の具体例について」により、これらにかかる経費が令和８年度地方交付税において措置された上で、同様の対応が地方自治体に求められています。さらに、社会経済情勢や地域の実情等を勘案した地方自治体における独自改定も要請されています。

つきましては、養護老人ホームにおいて人材流出の防止と職場定着が推進され、地域のセーフティネットとしての役割を十分に果たすことができるよう、老人保護措置費に係る支弁額の改定について、次の項目を要望いたします。

記

○ 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業（令和7年度補正予算）を踏まえた改定（未実施の場合）
- 職員１人当たり最大月額 1.9 万円を増額する改定

○ 令和8年度介護報酬改定を踏まえた対応
- 職員１人当たり最大月額 1.9 万円を増額する改定（令和８年６月より）
- 一般生活費を月額 3,040 円引き上げる改定（令和８年８月より）

○ 地方自治体における独自改定
- 平成 18 年時点から 1.44 倍の水準まで一般事務費や一般生活費等を引き上げる改定

○ その他従前の処遇改善等への対応（未実施の場合）
- 「別紙」で対応すべき内容の適切な改定

以上

別 紙

老人保護措置費支弁額及び軽費老人ホーム利用料等の改定内容と対象時期

区分	内 容		H18.4	H26.4	R1.10	R4.2	R6.4	R6.5	R6.6	R6.8	R7.4	R7.12	R8.3	R8.4	R8.6	R8.8	R9.3
事業分	消費税8%			→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	消費税10%				→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	令和6年度介護報酬改定を踏まえた対応	その他分0.61% ※引上げ					→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
		日額60円(居住費) ※生活費:月1,824円増								→	→	→	→	→	→	→	→
	令和8年度介護報酬改定を踏まえた対応	日額100円(食費) ※生活費:月3,040円増														→	→
処遇改善分	処遇改善9,000円					→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	介護職員処遇改善支援事業等を踏まえた対応	処遇改善6,000円					→	→									
	令和6年度介護報酬改定を踏まえた対応	処遇改善分1.16%							→	→	→	→	→	→	→	→	→
	令和6年度介護人材確保・職場環境改善等事業を踏まえた対応	5.4万円(年額)一時金									↔	↔	↔				
	介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業を踏まえた改定(R7補正予算)	最大1.9万円(月額) 補助金(6ヵ月分)												↔	↔	↔	
	令和8年度介護報酬改定を踏まえた対応	最大1.9万円(月額)													→	→	→
地方自治体における独自改定		養護1.44倍(H18年比) 軽費1.35倍(H20年比)	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

※両矢印はその期間での対応が求められるもの

【令和8年における国からの関係通知】

○ 老人保護措置費に係る支弁額等の改定及び養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営について
（令和8年1月13日老高発0113第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）

○ 令和8年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について （令和8年1月23日総務省自治財政局調整課事務連絡） ※「第3 予算編成上の留意事項」51

○ 老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の具体例について （令和8年4月9日厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）